

国民年金のお知らせ

免除等

市役所医療年金課年金係（☎31-4532）

年金相談に関する一般的なお問い合わせ

日本年金機構

ねんきん加入者ダイヤル（☎0570-05-1165）

申請書の郵送等

日本年金機構

釧路年金事務所国民年金課（☎25-1521）

※音声案内が2回流れます。2回とも「2」を選択してください。

ご不明な点や手続きについて、詳しくは市役所または釧路年金事務所にお問い合わせください。



7月1日(火)から、2025(令和7)年度 国民年金保険料免除・納付猶予申請の受け付けを開始します

制度内容

- 免除制度** 本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料が全額免除または一部免除となります。
※一部免除は減額された保険料を納めないと未納期間になります。
- 納付猶予** 50歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予となります。

2025(令和7)年度分は、2025(令和7)年7月分から2026(令和8)年6月分までが申請対象期間です。

過去期間は、申請受理日から2年1カ月前までの未納である期間を申請することができます。

※保険料を全額納付したときと比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。

保険料免除基準

区 分	2025(令和7)年度 保険料月額	免除基準となる 前年所得額※
納付(免除なし)	1万7,510円	—
1/4免除	1万3,130円	168万円＋各種所定控除
半額免除	8,760円	128万円＋各種所定控除
3/4免除	4,380円	88万円＋各種所定控除
全額免除・猶予	0円	67万円

※2025(令和7)年度の単身世帯の基準額です。申請する対象年度や扶養状況により基準額は変わります。

※基準額を超過した場合でも、失業特例制度での申請で保険料が免除または納付猶予となる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

必要なもの

- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
- ・基礎年金番号が分かるもの（「年金手帳」や「基礎年金番号通知書」など）
- ・退職（失業）を理由とする場合は離職書類

※免除の申請年度によって、有効な離職書類の範囲が異なります。

免除申請年度	有効な離職書類の範囲
令和4年度 (令和5年6月)	令和2年12月31日付以降の離職書類
令和5年度 (令和5年7月～令和6年6月)	令和3年12月31日付以降の離職書類
令和6年度 (令和6年7月～令和7年6月)	令和4年12月31日付以降の離職書類
令和7年度 (令和7年7月～令和8年6月)	令和5年12月31日付以降の離職書類

手続き先

住民票のある市区町村役場または年金事務所

※郵送での申請も可能です。

申請書の送付をご希望の場合はお問い合わせください。

※マイナポータルから電子申請も可能です。

詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

🌐 https://www.nenkin.go.jp/denshibenri_kojin/denshibenri_kojin/mynaportal.html

こちらの二次元コードからアクセスできます▶



年金受給の相談は、来訪予約をご利用ください

ご予約いただくと、お客様のご都合に合わせて、スムーズに相談できます。

希望日の1カ月前から前日まで受け付けしています。



【年金額や記録、各種年金請求】

日本年金機構 予約受付専用電話（☎0570-05-4890）

【障害基礎年金の相談・請求】

市役所医療年金課年金係（☎31-4532）

「くしろ男女いきいき参画表彰」候補者の推薦を募集します

市では、男女平等参画社会の実現に向け、「女性の活躍の促進」「子育てしやすい環境の充実」「女性のチカラ（感性や視点等）を生かした地域の活性化」等、男女平等参画の推進に関わる活動に取り組んでいる個人、企業、団体・グループおよび、それらの活動を支援している企業、団体・グループを表彰しており、今年度の候補者を広く募集しています。

募集の対象

市内に在住（在勤）、または主に市内でおおむね2年以上活動している次のような個人、企業、団体・グループとします。なお、過去に国や北海道から同一の功績で表彰等を受けた方は対象となりません。

- 起業や地域活動等にチャレンジしている女性や女性団体・グループ
- 新たな分野に挑戦し、その領域を開くなど、先駆的な活躍をしている個人、企業、団体・グループ
- 子育てしやすい環境づくりに取り組んでいる個人、団体・グループ
- 上記の活動に対して積極的に支援を行い、男女平等参画社会に寄与していると認められる企業、団体・グループ

推薦方法

推薦書類

- ①くしろ男女いきいき参画表彰推薦書（市ホームページからダウンロード、または市役所1階市政情報コーナー、各行政センター、鳥取支所、男女平等参画センターふらっと、各コミュニティセンターに設置）
- ②推薦のポイントとなる活動の内容が具体的に分かる資料

提出・問合せ先

市役所2階市民協働推進課
（〒085-8505黒金町7-5 ☎31-4504）
※郵送または持参（土・日曜日、祝日を除く）

受付期間

7月1日(火)～30日(木)【必着】

